



救済委員からのメッセージ

子どもに寄り添うアシストセンターとは

札幌市代表子どもの権利救済委員 原 敦子

1 アシストセンターへの相談について

子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターは、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」に基づき、子どもに関する相談・救済の機関として平成21年4月に設置されました。

毎日寄せられる相談は、学校生活に関するものから家庭生活に関するものまで、多様な「子どもの困りごと」から、果ては虐待を疑われるような「子どもの権利侵害」に至るまで、幅広く相談が寄せられています。

また、子どもだけでなく、子どもを抱える親御さんからも多く相談が寄せられます。お話を聞いていると、親御さんたちが子どもの健やかな成長を期待しながらも、日々子どもと関わっていく中で、思い悩んでいる様子が伝わってきます。

アシストセンターは、悩みの解決のために当センターを頼ってきてくれたことを尊重し、日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮しながら、7名の専門の相談員のもと、それぞれの「思い」を受け止め、寄り添い、ともに考え、支えることに尽力しています。そして当事者である子どもが次のステップを踏めるよう、助言・支援しています。

2 アシストセンターに相談する「勇気」

アシストセンターは、子どもや周りの方からの相談があって、はじめて力を発揮することができます。しかし、子どもの中には、知らない人に自分が抱えている問題について相談することが難しく、相談をためらう子どももいます。そんな子どもにとっては、相談することへの「勇気」が必要になってしまいます。

「相談する」という行為が、子どもの「聞いてほしい」という素直な気持ちの現われであり、決して、「勇気」の有る無しが、「相談したいけど、やっぱり止めよう」というような素直な気持ちの抑制に働いてはならないと思います。

「ちょっと相談してみよう」、そんな「垣根」の低い何でも話せるアシストセンターでありたいと思っています。

3 相談から調整・救済へ

子どもが勇気を出して相談してくれても、抱えている問題が複雑であったり、深刻な場合は、相談だけの解決が難しく、調査員が学校などの関係機関との橋渡しなどを行う「調整」や「救済」を必要とすることがあります。令和3年度では、次の事例のような「調整」や「(実質的) 救済」を行いました。

(事例)

Aさんは、精神的な疾患を抱える母親と暮らしていましたが、日々幻覚を訴えたり、暴走する母親との生活の中で、精神的に衰弱していきました。そのような状況が続くことで、Aさんに抑うつ症状が現れるようになり、しまいには学校に行くことも難しくなってしまいました。Aさんは母親との別居を希望していましたが、Aさんの精神的状況から、自分自身の力では別居後の生活の場を見つけることが難しいと判断されました。そのため、アシストセンターが学校や児童相談所、病院など複数の機関と調整をし、Aさんの自立援助ホーム入所にかかる支援をしました。

Aさんは安心して生活できる環境を必要としていたため、調整活動を経て、実質的な救済手続きをとりました。

上記事例は、長期間母親の介護をし、学業や日常生活に影響を受けたヤングケアラーともみられます。

令和3年度は、32件の調整活動を行いました。ここ数年の調整活動の件数は十数件程度だったことから、令和3年度は特に調整件数が多かったように思います。

調整を必要とする事案は、不登校や、子どもと学校との関わりについての問題、虐待や家庭内暴力などに関する問題、子どもの発達や性に関する問題など、複雑

なものも多く、調整先も多種多様に及んでいます。その中には、前述の事例のような、実質救済に当たるものもありました。

4 最後に

新型コロナウイルスとの闘いが未だに続いている中、出口の見えない不安から、子どもやその親の悩みも複雑多様化の一途をたどっていると感じられます。

アシストセンターも、その複雑多様化する親の悩みに対応できるよう、日進月歩、日々努力していくことが求められます。

これからも、救済機関としての使命を心に刻み、子どもに寄り添うアシストセンターでありたいと思います。